

月報私学

1

2022
VOL.289



大阪夕陽丘学園高等学校は、大阪市天王寺区に位置する男女共学の全日制普通科の学校です。令和の時代に入り、地域のニーズに応えるべく、校舎の増築（令和館）（写真上段左）を行いました。

また、大阪夕陽丘学園短期大学と共同で使用する連携館（写真下段中央）も新たに建築し、アクティブラーニングラボを設けました。建学の精神である「愛と真実」を堅守しつつ、新たな時代の学びを創造していきます。

写真提供 学校法人大阪夕陽丘学園 大阪夕陽丘学園高等学校（大阪府大阪市）

CONTENTS

- 年頭所感 2
- 事業団資金で明日を拓く 3
- 偏差値や知名度に頼らない新しい大学選び 大学ポートレート(私学版)のご案内 4
- 連載⑦ 魅力あふれる学校づくりを目指して
建学の精神を基盤とした教育改革への歩み 6
- 退職時の手続き—資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業— 8
- 納付通知書等の取り扱い一部変更 12
- 令和3年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します／
無効の加入者証等の回収と返納のお願い／退職等年金給付における脱退一時金制度の創設 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

年頭所感



年頭にあたり私学の大きな役割を思う

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 清家 篤

謹んで新年のお慶びを申し上げます。新しい年を迎え、本年も私学関係者の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

一昨年春以来のパンデミックの猛威、また豪雨災害などもあり、昨年も多難な一年となりました。その直接の被害を受けられた方、またその結果として経済的な困窮をきたしておられる方々に、心よりお見舞い申し上げます。

日本ではこうした問題だけでなく、少子高齢化といった構造変化も進展しつつあります。日本私立学校振興・共済事業団は、そうした不確実な時代にこそ、皆様に安心をもたらす使命を担っていると考えております。

現在の危機を克服し、さらにその先の将来に向かって社会を維持、進歩させていくのは人材の力以外にありません。政府はすでに消費税を財源として、幼児教育の無償化や大学等の修学支援を開始しました。高齢化や第4次産業革命などの進む構造変化の時代に、人材こそ日本の将来を左右するものという認識の下、岸田内閣でも人材育成は最重点政策となっています。

本事業団においても、**助成業務**としての①補助事業では、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上、地域への貢献及び研究力の強化等に取り組む私立大学等に対する支援を強化していきます。

②貸付事業では、私立学校施設の耐震化を促進するため、国の利子助成制度を活用して、校舎・園舎の建替事業や耐震補強工事などに対する融資を進めています。

③経営支援・情報提供事業では、学校法人の経営力の強化や教育条件の改善を図る取り組みへの支援として、現状分析や経営課題の把握、経営改革等に対する助言等を行う経営相談を実施しています。

また、私立学校の特色や具体的に実践している優れた教育改革等に関する取り組みの情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、大学ポートレート（私学版）をはじめホームページ、刊行物等で提供しています。

④寄付金事業では、未来をつくる学術研究と研究者育成を支援するため、社会一般からの寄付金や基金の運用益を原資とし、学術研究振興資金、若手・女性研究者奨励金を交付しています。

⑤減免資金交付事業では「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年4月から私立大学等が学生等に対して行う授業料等の減免費用に要した資金を大学等に交付しています。

共済業務においては、①短期給付事業では、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が3年6月11日に公布されました。このうち、私学共済制度に係る事項としては、改正法の柱である「子ども子育て支援の拡充」の一環として、育児休業中の掛金等の免除要件の見直し（4年10月1日施行）が実施されます。

②年金等給付事業では、3年4月に日本国籍を有しない人に対する脱退一時金制度の見直しが行われました。

③福祉事業では、前述の健康保険法等の一部を改正

する法律により、40歳未満の者にかかる健康診断情報を医療保険者が事業主から提供を受けることが可能となり、医療保険者は、その健診情報等を保健事業の取り組みに活用できるようになりました。

その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種書類の提出期限の延長、掛金等の納付猶予などを行いました。なお、加入者証の発行や給付金の審査決定等について、通常よりも時間を要することになりましたが、皆様にはご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

大きな変化の時代において、社会の持続可能性は、その中にどれほど多様性を包摂（ほうせつ）できるかに依存します。その意味で、私立学校それぞれ固有の建学理念に従った、自主独立の教育・研究が、社会に知的多様性をもたらすことの意義は、今日ますます大きなものとなっています。

本事業団の助成・共済業務は、そうした私立学校の自主独立を守り、発展させることを目的としています。そのためには本事業団も自主独立でなければなりません。

本事業団が運営に要する財源を、学校法人への資金貸付の利子収入と、加入者等からの掛金等のみに求めているのもそのためです。全国の私立学校、私立学校教職員に支えていただきながら、本年も私立学校の振興と、私立学校教職員の福利厚生向上のために、私も役職員一同努力してまいります。皆様には、本年も日本私立学校振興・共済事業団の業務にご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業団資金で明日を拓く

＊事業団融資をご利用いただいた学校紹介＊

学校法人 山口学園

対象校 まこと第二幼稚園

所在地 千葉県千葉市

対象事業 園舎新築

——新園舎等の建設について、どのように企画・立案されたか教えてください。

築50年が経過し、耐震構造に問題があったため、認定こども園に移行する機会に合わせて新園舎の建築計画が理事会で決議され、園児の安全及び機能性を考えた木造平屋建ての園舎の建設を企画・立案しました。

——新園舎等のコンセプトを教えてください。また、特に工夫された点（デザイン、耐震設備等）があれば教えてください。

緑地を望む丘を作るように園舎を設計することで、子どもたちがまるで緑に囲まれた場所で、遊びを通して学び、元気に育つ場になりたいと考えました。丘のような屋根には、桜を望むテラスやネットの遊び場、屋根をそのまま利用した芝生のすべり台など、走り回ったり、駆け上ったりするのが大好きな子どもたちが遊び学ぶ場を作っています。これは、「明るく丈夫な子ども」「きまりを守り、友だちと仲よく

する子ども」「よく考え、工夫する子ども」を育てるという、園の教育理念にもつながる場として設計しています。

丘の屋根の下には保育室と森のホールを緑地に向かって設置しており、団地に囲まれていながらも森の景色だけが見え、森の中に建っているような環境となっています。ホールをエントランスホールと隣接した園舎の中心に設置することで、お迎えの場として、親子教室や夕涼み会など地域の方々や保護者も交流できたりする場としています。

また、道路と園庭の間に園舎を配置して、子どもたちの安全をしっかりと確保



まこと第二幼稚園園庭及び園舎



ボルダリングの柱がある年中組教室

また、園内に木の香りがして気持ちが良いと教職員や保護者から好評も得ています。

セキュリティ面に関してもかなり工夫したので、外部からの侵入も防ぐことができ、園内から子どもが勝手に出てしまう心配もなくなったと教職員・保護者から評価を得ています。

園庭も適度な広さなので、戸外遊びの際に全体を見回すことができ、子どもたちが喜ぶような魅力的な遊具が新たに設置され、いろいろな遊びの展開ができるようになったと教職員は手ごたえを感じています。

——地域住民等の反応はいかがですか。また、教育関係者等からの反響はありましたか。

園舎には木材がふんだんに使用されていて、園内に入ると木の香りがして気持ちが良いとの感想をいただき、玄関を入ってすぐに全面窓で外も見渡せるホールがあり、天井がより高くなったので開放感があると地域住民や教育関係者から好評です。

園庭についても、以前よりオープンになったので、子どもたちの姿や声により近くで感じられて嬉しいと地域住民から歓迎いただいています。

——事業団の融資をご利用いただきましたが、理由をお聞かせください。

低金利で固定金利であったため利用させていただきました。

【取材 企画室】

各大学のページでは、8つの切り口から大学選びに参考となる情報を掲載しています。



本学の特色 「建学の精神」と大学の強みを特色として紹介しています	本学の学び カリキュラム内容、学びの支援、学修評価などを紹介しています
学生生活支援 学費負担などの経済的支援、課外活動などを紹介しています	進路・就職情報 就職支援、就職先、国家資格受験資格などを紹介しています
様々な取組 留学支援、研究活動、社会貢献活動などを紹介しています	学生情報 入学人数、在籍人数、外国人留学生数などを紹介しています
教員情報 教員組織、教員数、外国人教員数を紹介しています	基本情報 所在地、学部一覧、キャンパス施設などを紹介しています

更に学部ページで上記と同じ切り口の情報などを掲載。
大学や学部を深く知ることができます。



学費・経済的支援 (学部ページに掲載)	学費負担の軽減や奨学金、授業料等の減免などを紹介しています
-------------------------------	-------------------------------

詳しい検索方法や活用方法については、Web サイト「大学ポートレート（私学版）」や以下のリーフレットをご覧ください。

◆リーフレットのご案内◆

「大学ポートレート（私学版）」のご利用にあたり、リーフレットを作成しています。送付も可能ですので、配付をご検討の際には、問い合わせ先までご連絡ください。



①高校生・保護者向け



②進路指導のご担当者向け



PCにてご覧になる場合には、サイトトップ画面の「サイトの利用方法」よりご確認ください。

進路選択支援ツールとしてご利用ください

「大学ポートレート（私学版）」は、私学事業団が運営していますので、安心してご利用いただけます。

全国の私立大学・短期大学の情報が簡単に入手できますので、進路選択支援やキャリア教育にぜひご利用ください。



問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7852~7854

Eメール portrait@shigaku.go.jp

Web
サイト

偏差値や知名度に頼らない新しい大学選び 大学ポートレート(私学版)のご案内

日本全国に私立の大学・短期大学が900校以上もあるなか、生徒一人ひとりに合った学校をアドバイスするのは難しいと感じる先生方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

「大学ポートレート(私学版)」では、「3つのポリシー」「特色ある学びや取り組み」など、学校選びの参考となる情報を簡単に入手することができます。生徒と一緒にご活用いただき、今まで知らなかった大学・短期大学と出会いましょう。



- ① 参加する大学・短期大学が自ら入力した、信頼できる情報です。
- ② 869校の情報が掲載されています。
(令和3年12月現在)
- ③ 学問領域、取得可能な資格などの目的別検索の他、興味や職業などのフリーワード検索もできます。

大学ポートレートの活用メリット

生徒に寄り添う進路指導

生徒の興味のある分野やなりたい職業など多様なキーワードからの検索など、偏差値ではない視点から進路先を検討し、生徒に寄り添う進路指導に役立ちます。

特色ある学びと取り組みがわかる

「3つのポリシー」や「各学校の魅力ある46種類の取り組み」をわかりやすく掲載しています。各学校の魅力や特色を理解しながら、進路を検討することが可能です。

ミスマッチをなくす進路先選び

生徒が自分の興味関心に加え、各学校の特色ある学びと取り組みを理解することにより、具体的な志望理由につながり、納得感のある進路先選びができます。

学びに専念できる環境選び

奨学金をはじめ、特待生制度や学生寮の有無など、学生生活のサポートについても調べることができ、学業に専念できる環境選びにも役立ちます。

低学年からのキャリア教育

進路が不明確な低学年の生徒に対しても、キーワードから検索ができるので、生徒が主体的にじっくりと将来のキャリアについて検討することができます。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑥7

建学の精神を基盤とした教育改革への歩み

学校法人大阪夕陽丘学園 大阪夕陽丘学園高等学校 校長 片山 豊

はじめに

学校法人大阪夕陽丘学園 大阪夕陽丘学園高等学校の建学の精神及び現状並びに今後の取り組みなどを紹介します。

高等学校教育においては、令和4年度の学習指導要領の改訂をはじめ、Society 5.0に対応すべく学校教育Ver3.0が始動します。その中で、本学園の建学の精神をコアとしたさまざまな取り組みを紹介する機会を与えていただき深く感謝いたします。

建学の精神

本学園は昭和14年、名望の事業家、社会教育家であった里見純吉が、自らの手で、聖書に示された「愛と真実」による人間教育を成すべく設立しました。

「学園に來たり学ぶ者は、知識・技能より、その第一に『良き人間』になることを心がけなければならぬ」ことを建学の精神とし、「愛と真実こそ『良

き人間』たる根本であり、真の愛は好き嫌いを越えたより大きな愛であり、真実とは人を偽らざる正しい行いをする生活である」と、「愛と真実のヒューマニティ」を第一義とする教育理念を説きました。この理念は、本学園の諸行事の機会に一貫して説かれ、日常の教育活動の原点となっています。

また、この理念は現代日本の教育改革の方向性とも合致しており、知識偏重型教育からホリスティックな全人教育への流れを82年前に掲げていたことになりました。里見純吉の教師に対する「生徒を工業製品を作るように鑄型にはめるように扱ってはならない。教師は農夫たれ。土壌をつくり、日々水をやり、一つ一つを手塩にかけて、その成長の手助けをおこなえ。」という言葉の中にもそのことを伺い知ることができます。

これは、まさに現在行われている教育改革を現場で実行する教師に求められている姿そのものに他なりません。そこには教師主導型の教育ではなく、生徒の個性を尊重し、gifted（天賦の才覚・能力）に目覚め、それ

を軸に成長するためのサポーターとしての教師の働きが明示されています。

そして何よりも重要なことは、社会における共生・協働（SDGs）のためのモラルをキリスト教に求めた「建学の精神」こそが、本学の倫理・道徳教育のコアとなっています。まさにグローバル社会におけるダイバーシティとインクルーシブの実践基盤となっています。

学園を取り巻く状況と運営形態

大阪市の南の中心街天王寺区にある本校は、大阪メトロ谷町線四天王寺前夕陽丘駅より歩いて3分という恵まれた立地にあります。ただ、この地区は多くの高等学校が存在し、その優を競っている激戦地区でもあります。

また、大阪の私学助成に関わる姿勢は、生徒の就学支援に深く結びつき、生徒・保護者に選ばなければ助成額も思うようには獲得できないしくみになっています。

つまり、建学の精神をコアとする学校主体の教育の実現だけではなく、生徒・保護者のニーズに応じる教育サービスへの対応も学校経営の重要なファクターとなっているのです。学校の基本方針とは別に、生徒・保護者の教育に対する志向を満足させる運営を実行しなければならない学校運営が望めな

加えて、今後展開される教育改革については、高等学校及び高大接続が最後のセクションということで、現場の教職員にとっては、否応なしに価値観の変容が求められます。また、少子化問題も大阪府の私学にとっては先ほどの助成の点においても、より深刻な問題となってきています。

いずれにせよ、本学園を取り巻く状況は、教育改革を主体的に受け入れ、価値観の変容を行わなければ、厳しいものとなっていくということです。

これからの高等学校経営に向けて

これからの高等学校経営は、教育目標を明確にし、その目標の達成のために自律した組織形成を行い、自立可能な学校となるように運営しなくてはなりません。そのためには、まずは、教育の理念である建学の精神をよく理解し、現状に即したスクールポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）を作成し、多くの人に理解していただけるように明示化し、実践することしかないと考えます。

現在本学園では、21世紀の社会に求められる人間像を明らかにし、エビデンスとしての効果的な教育プログラム配置、そして進路先とのシームレスな関係の創造に早速に取り組み、さまざまなデータを集積、整理、分析し、アジャイルな活動の中で発展・向上を

目指せるように準備計画をしています。
また、Society5.0を背景とする学校教育Ver3.0を遂行するための教育を担保するには、施設面における更なる充実と、国内外の教育機関（NPOを含む）、そして地域社会、産業界や地方自治体等との連携は、今後の学校経営においてますます欠かせない要件と考え、現在そのための調査・研究をしています。

五つのコース制

本校の取り組みの一つとして、普通科内において多様な五つのコース制を敷いています。

①国公立大学・難関私立大学への進学を目指す特別進学コース

②在学中に1年間の海外留学や卒業後の海外大学への正規留学を含む、英語を使ったAOをはじめとする推薦試験にてグローバル系学部を有する大学への進学を目指す英語国際コース
③音楽・奏楽の基礎力を培い音楽方面の大学を目指す音楽コース
④絵画・造形の基礎力を培いながら芸術系美術大学を目指す美術コース

⑤基礎教養を身につけながら探究学習を進めていくことで、主体的な学びとその研究目標を堅持した上で、大学や専門学校への進学を目指す文理進学コース
これら学習スタイルの異なるコース

助成業務

の設置により、多様な生徒のニーズに応える体制を敷いています。

オンデマンド授業への対応

入学当初から生徒全員がタブレット型コンピュータを学用品として購入し、日々の学習活動や学園生活に活用しています。もちろん、構内すべてに無線LAN設備を整えることで、ユビキタスな環境を実現しています。このため、この度のコロナ禍においても、早い段階でのオンデマンド授業を展開することができました。

探究学習の取り組み

令和元年度から先行実施している探究学習が生徒の学園生活においてさま



探究学習風景

ざまな主体的な取り組みにつながってきています。その一つとして、3年度の生徒会執行部によるルールメイキング（経済産業省「未来の教室」実証事業：生徒自身の手による校則の見直し）活動が始まっています。また、学園内の造園活動もその一つです。これまでも自主的な活動は多々ありましたが、これらのように生徒の主体的な活動として実を結ぶまでにはなかったように思います。

グローバル教育への対応

令和2年8月に英国の四つの国立大学、アイルランドの国立大学そしてアメリカの私立大学、合わせて6校の海外大学との教育提携が実現し、本校との正規留学のためのファウンデーション教育プログラムの共同開発が始まろうとしています。また、今年度には台湾の七つの大学やマレーシアの私立大学とも教育提携を結ぶことができました。これにより、現在経済発展のめざましいアジアで、未来型教育を実践している両国の大学への進学にも道が拓かれることとなりました。

SDGsへの対応

国際社会における解決すべき課題となっているSDGsへの対応として、本学園は国連との間でSDGsを実践する教育機関として提携し、学習活動に組み込んでいます。また、具体的な

実践として、2年度よりSDGs仕様の制服を取り入れています。

短期大学との連携

本学園の短期大学との連携学習にて、短大生と高校生が地域創生の学びと活動を地方自治体や現地の方々と協働しながら展開しています。今後この教育活動に幅を持たせ、より深い短期大学との連携を保つために、3年度より法人内に短高連携センターを設置しました。現在、短期大学と高等学校のスタッフが、合わせて5年という修学期間をよりよく接続していくための教育プログラムを研究・開発中です。



SDGs 仕様の制服

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

片山 豊（かたやま ゆたか）

令和2年4月に校長に就任し現在に至る。

退職時の手続き

— 資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業 —

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業には早めに手続きが必要となるものがありますので、注意してください。私学共済ホームページ【事務担当者用ページ】▼退職時の手続きにも掲載していますのでご覧ください。

資格関係

業務部
資格課
掛金課

資格喪失報告書の提出

・加入者が退職した場合は「資格喪失報告書DL」を退職日から10日以内に提出してください。

・退職日の翌日（資格喪失日）以降、加入者証や加入者被扶養者証は使用できません。「資格喪失報告書DL」に加入者証や加入者被扶養者証を添付して返納してください。紛失等で添付できない場合は「加入者証等返納不能届DL」を提出してください。

・高齢受給者証や限度額適用認定証等が交付されている場合は併せて返納してください。

●年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入者記録票」を学校法人等宛てに送付します。退職した加入者に必ず渡してください。

「年金等給付加入者記録票」には、

将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。※年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります。

〔例〕3月末に退職した場合は3月まで、3月の途中で退職した場合は2月までが加入者期間になります。

●75歳以上の加入者が退職した場合

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書DL」の提出が必要です。後期高齢者医療制度が適用されている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れ、掛金等の対象ではないこともあり、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

任意継続加入を希望するとき

●加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人
ただし、過去の任意継続加入者であつた期間は通算できません。

●利用できる事業

次の給付や事業を利用できます。

●短期給付事業

加入者期間中と同様です。資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合（9頁参照）を除き、休業給付は請求できません。福祉事業

貸付けと積立貯金等以外は、利用できません。

※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人には、国民年金への加入手続きを案内してください。

●任意継続加入者になれる期間

最長で2年間です。

ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

●任意継続の掛金額

退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和4年度は38万円）のうちいずれか少ない額を基準に算出します。

●任意継続加入の手続き

・「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」を退職日から20日以内に提出してください。

・後日、加入者の届け出住所宛てに「任意継続加入者証（任意継続加入者被扶養者証）」と「任意継続掛金納付通知書」、「任意継続加入者のしおり」、「口座振替依頼書（希望者のみ）」等を送付します。

●任意継続掛金の納付

・納付通知書に印字してある期限までに必ず納付してください。納期限までに納付したことが確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになります。

・口座振替を選択した場合、「口座振替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（ゆうちょ銀行は確認印が不要です）を受けて私学事業団へ提出してください。

・口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してお知らせします。それまでは、あらかじめ送付した納付通知書により納付してください。

※「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」にある「給付金の受取口座」欄は、口座振替を希望する人だけでなく、すべての人が記入してください。

※納付通知書の取り扱いが変わります。詳細は、12頁を参照してください。

短期給付関係 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。

ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けることができません。

なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

※短期給付の請求の効力は2年です。

資格喪失後の出産費

●支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、資格喪失後6か月以内に出産した場合、次の①又は②の通り資格喪失後の出産費を受けることができます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入した場合、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になった場合は、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択してください。両方は受けられません。

●請求手続き

- ・加入者期間中と同様です。ただし、学校法人等を通す必要はありません。
- ・「直接支払制度」を利用する場合は、「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を医療機関等に提出する必要があるため、「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書」で証明書の発行を依頼してください。
- ・「受取代理制度」を利用する場合は、出産予定日の2か月前以降に「出産費等申請書（受取代理用）」で申

請してください。

・私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます。請求手続きは不要です。

資格喪失後の出産手当金

●支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に出産手当金を受けていた場合

②在職中に出産手当金を受ける要件を満たしているが給付額以上の報酬が支払われていたため出産手当金を受けていなかった場合

※在職中に休業（欠勤）せず勤務していた場合は、資格喪失後の出産手当金は支給されません。

●支給期間

出産日以前42日から出産日後56日までの間継続して支給されます。

●請求手続き

加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の傷病手当金

●支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に傷病手当金を受けており、

退職後も労働能力がなく療養している状態が継続している場合

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしているが、傷病手当金の基本額以上の報酬が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった場合

●支給期間

・支給を開始した日から1年6か月を限度として支給されます。

・退職時に傷病手当金を受けていた場合は、支給期間の残期間について継続して支給されます。

●支給対象外

・雇用保険の基本手当を受けるために求職の申し込みをした場合は、傷病手当金の対象となりません。

・障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職の年金を受けている場合には、傷病手当金を受けることができません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回る場合は、その差額が傷病手当金として支給されます。

●請求手続き

- ・加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。
- ・支給の要件②の場合、初回は必ず学校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の埋葬料

●支給の要件

加入者が退職後3か月以内に死亡し

た場合

●請求手続き

・加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

年金等給付関係 年金部 年金第課

老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金（新3階年金を除きます）を受け取るためには、次の受給要件①～③のすべてを満たしていることが必要です。

●受給要件

①生年月日に応じて左表の年齢に達していること

表 支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

②公的年金制度の保険料納付済期間、国民年金の保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年（※）以上あること

※受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。

③65歳未満の場合、厚生年金被保険者

期間（私学共済・一般厚生年金・公務員共済の加入期間）の合計が1年以上あること（65歳以上の場合、この要件は不要です）

●請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人には、本事業団から学校法人等宛てに請求手続きの案内を送付しています。未請求の場合は、速やかに手続きをしてください。

・昭和36年4月1日以前生まれの人で支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の厚生年金保険の実施機関の中で最後に加入した実施機関から、受給権発生月の3か月前に請求手続きの案内を送付することになっています。

※外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するように案内してください。

※年金請求の効力は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合がありますので注意してください。

老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

すでに本事業団から老齢厚生年金の決定を受けているため、退職による手続はありません。年金額は資格喪失日から1か月経過後に自動的に改定し、本人宛てに通知します。

●繰下げ待機している人

老齢厚生年金を繰下げ待機している人は、退職しても自動的に支給開始にはなりません。

本人が受給開始を希望する月の前月に繰下げ請求手続きをしてください。

なお、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に繰下げ請求することになります。

・繰下げ待機していた年金は、繰下げ請求せずに65歳の時点で遡って請求することもできます。この場合、繰下げによる増額はありません。

また、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に65歳の時点で遡ることになります。

・繰下げ請求と65歳に遡っての請求は、どちらもワンストップサービスによる手続きの対象です。

・繰下げ請求についてご不明な場合は本事業団にお問い合わせください。なお、繰下げに関する請求書は私学共済ホームページ（様式用紙のダウンロード）からダウンロードできます。

●70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人

資格喪失を確認後、自動的に在職中の支給停止を解除し、本人宛てに通知します。

退職年金（新3階年金）の請求

退職年金は平成27年10月以降の加入者期間を有している人が対象となり、

次の受給要件①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

●受給要件

①引き続き1年以上の加入者期間があること（平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含みます）

②65歳以上であること（注）

③退職していること（70歳みなし退職を含みます）

（注）本人の申し出により、60歳から繰上げることも70歳（昭和27年4月2日以後に生まれた人は75歳）まで繰下げすることもできます。

●請求手続き

受給要件①～③のすべてに該当した人には、本人宛てに請求書を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

※退職時に学校法人等から退職金等が支給されている場合は、退職金等の「源泉徴収票」の写しが必要になることがあります。退職の時点で受給要件①～③のすべてを満たしていない人でも、将来の手続きに備えて、退職金等の「源泉徴収票」を保管するようにご案内ください。

※外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するように案内してください。

国民年金への届け出

退職後、自営業、パート又は無職となる60歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金の担当窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

貯金事業関係 福祉部 貯金・貸付課

積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）

【必着】までに、学校法人等を通して「積立貯金払戻・解約請求書」を提出してください。解約の手続きをしない場合、資格喪失後は預り金となり、利息は付きません。必ず解約の手続きをしてください。任意継続加入者となる場合でも継続加入はできません。

※預り金の払い戻し請求の効力は10年です。

※届出印と異なる印鑑を押しているため無効となる請求書が非常に多く見られます。提出前に必ず印鑑が届出印と相違ないことを確認してください。

※非課税の適用を受けている場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。「非課税貯蓄廃止申告書」には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月25日（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）【必着】

までに、学校法人等を通して「脱退申出書」「給付金請求書」「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合）を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。

任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

※積立共済年金の給付請求の時効は3年です。

●給付コース選択

・年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

・年金コースを選択した場合は10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べるができます。

受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金での受け取りとなります。

〔例1〕5月から年金で受け取る場合

①2月25日までに脱退申出書等を提出（退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日が申し出の締め切りです）

②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

〔例2〕脱退一時金で受け取る場合

①2月25日までに脱退申出書等を提出
②3月分の掛金を振り替え後、3月下

旬に積立残高を加入者の口座へ送金
※終身保険コースは現在、新規の取り扱いを停止しています。

共済定期保険の脱退

●脱退の手続き

3月末日までに退職し、その後の保障を希望しないときは、3月末日までに学校法人等を通して「退職脱退申出書」を提出してください。

なお、納付済み前期分保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。脱退の手続きを行わないと、資格喪失後も9月までは保障の対象となり、保険料は返金しません。

●自動継続

次の場合は、資格喪失後も10月以降の保障が継続します。

1 任意継続加入者となる場合は、引き続き加入できます。任意継続加入期間中は自動継続となります。

2 4年3月末日までに退職等又は任意継続の脱退となる場合は、次の①②の条件をすべて満たすと自動継続となります。

①責任開始期（4年4月1日）において保険年齢が50歳以上（昭和47年10月1日以前生まれ）

②1年以上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）

※家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送金する場合があります。配当金は登録の個人

口座に送金します。登録口座を変更する場合は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月8日までに提出してください。

※2年以上加入している人は、退職後に別途個人保険の「退職後保障プラン」に加入できます。加入を希望する人は共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

●問い合わせ先

☎0120（716）267
平日 9時～17時15分

教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

脱退の手続きは次のフリーダイヤルにお問い合わせください。

●問い合わせ先

☎0120（844）022
平日 9時～17時15分

貸付事業関係 福祉部 貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者が退職する場合は、貸付金残額の全額を償還しなければなりません。

資格喪失処理後、学校法人等宛てに即時償還の通知を送付します。

事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全部任意償還することもできます。詳しくは、私学共済ホームページ

〔福祉事業〕加入者貸付 貸付金を返す
▼貸付金の償還方法〕を参照してください。

●任意償還の手続き

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知書）」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず償還期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

●即時償還の手続き

任意償還の申し出をしなくても、資格喪失処理後自動的に即時償還となりますが、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。

この場合、即時償還、定期償還ともに退職後に学校法人等が払い込んでください。

学校法人等が退職金等を支給する場合は、住宅貸付の他、一般貸付等の貸付償還金も退職金等から控除してください。退職金等を支給しないときや退職金等の支給額で償還額の全額を充当できない場合は、退職時に学校法人等が借受人から償還金（定期償還金と即時償還金の合計）を預かってください。※3月31日退職者の償還手続きは、12頁を参照してください。

3月31日退職者の償還手続き

		提出書類		最終定期償還月 (注1)	償還期限日 (注2)	経過利息 (注3)
		届書等名	提出時期			
在職中の 任意償還		貸付金任意償還・ 団信制度脱退申出書DL	3月15日 (注4)	3月	4月1日	なし
即時償還	① 事前受付で提出した 資格喪失報告書 によるもの	資格喪失報告書DL	3月上旬 (注5)	3月	5月1日	1か月分
					5月30日(注6)	2か月分
	② 退職後に提出した 資格喪失報告書 によるもの	資格喪失報告書DL	4月上旬	4月	5月1日	なし
					6月1日	1か月分
					6月13日(注6)	2か月分

- ①資格喪失報告書を3月上旬に提出し、4月1日に即時償還通知書が交付される場合
②退職後に資格喪失報告書を提出し、4月15日に即時償還通知書が交付される場合

- 注1 住宅貸付の団信制度は、最終定期償還月まで保障が適用され、保険料充当金の支払いが必要です。
注2 払込期限日は貸付日の応当日の前日ですが、土・日曜日又は休日の場合は直後の平日に繰り下がります(上の表は2日貸付の場合の例です)。
注3 経過利息の計算式は、「最終定期償還月の元金残×利息(現在の年利1.26%)÷12月×利息〇か月分」(円未満切上げ)です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き、直近の1月又は7月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。
注4 貸付金任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜日又は休日の場合は直前の平日に繰り上がります。
注5 最終の定期償還月が3月となる場合の提出時期です。即時償還の通知は、4月になってからの送付となります。
注6 即時償還の最終の払込期限日(償還期限日)を過ぎると、1日当たり0.03%の延滞金が課せられます(償還通知書の交付日から60日後が最終の償還期限です)。

納付通知書等の取り扱い一部変更(令和4年から)

業務部 掛金課
福祉部 貯金・貸付課

令和4年から、納付通知書等による払い込みの際に一部の金融機関で手数料が発生しますので、お知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

納付通知書等による掛金等の納付の一部有料化

●ゆうちょ銀行での払い込み

4年1月17日以降、納付通知書等を使用し、ゆうちょ銀行の窓口やATMから現金で払い込む場合は、1件につき110円の手数料が必要となります。現金ではなく、「ゆうちょ総合口座」の通帳又はキャッシュカードで払い込む場合は、これまでどおり手数料はかかりません。

●地銀、第二地銀での払い込み

地銀、第二地銀の窓口で納付通知書等を使用して払い込まれた掛金等は、静岡銀行及び東日本銀行を取りまとめ金融機関としています。

3年度に入り、両銀行から現在の取引内容での業務継続は困難であるとの申し出があり、以後、協議を続けてきましたが、遺憾ながら取引内容を変更せざるを得ない結果となりました。

これに伴い、4年4月以降に地銀、第二地銀の窓口で納付通知書等を使用

して私学事業団へ払い込む際には、銀行所定の手数料が必要となります。手数料の金額等の詳細は、各金融機関窓口にお問い合わせください。

●口座振替をご利用ください

口座振替の手数料は無料です。掛金等及び貸付金定期償還金の口座振替をまだご利用でない場合は、この機会に口座振替への切り替えをご検討ください。手続きに必要な「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、本事業団又はガーデンパレス共済業務課に、電話又はFAXで請求してください。なお、掛金等と貸付金定期償還金は申込書が別ですので、それぞれ提出してください。

※積立貯金は口座振替ができません。

任意継続掛金の払い込みは口座振替又はゆうちょ銀行で

4年3月以降、任意継続掛金の納付通知書は、ゆうちょ銀行専用用紙となり、ゆうちょ銀行以外では使用することとはできません。また、手数料がかかる場合もありますので任意継続を希望する加入者への周知をお願いします。※前記「ゆうちょ銀行での払い込み」を参照してください。

令和3年分の確定申告に使用できる 「医療費のお知らせ」を送付します

業務部 短期給付課

私学事業団では、年一回、かかった

医療費の総額等を記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。これは、加入者が健康保険制度に対する理解と健康に対する関心を高めることにより、医療費の適正化を図ることを目的としたものです。また、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付書類として使用できます。

令和3年分の「医療費のお知らせ」は4年2月上旬に送付します。

送付対象者

2年11月～3年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、3年12月21日現在で加入者又は被扶養者である人（任意継続加入者を含みます）

送付先等

「医療費のお知らせ」は加入者と被扶養者分を併せて作成しています。

●加入者

親展扱いで所属する学校法人等へ送付しますので、対象の加入者に配付してください。

●任意継続加入者

親展扱いで届け出住所宛てに送付します。

●資格喪失者

3年12月21日（対象者の抽出口）前に退職した加入者分は、資格喪失者本人からの申し出により自宅住所宛てに送付しますので、次の問い合わせ先を案内してください。

問い合わせ先

「医療費のお知らせ」コールセンター
☎0120（222）085

開設期間
4年2月2日～3月31日
平日 9時15分～17時15分

確定申告に使用する際の留意点

- 「医療費のお知らせ」は3年12月までに本事業団で受け付けた診療報酬明細書（2年11月～3年10月診療分）を基に作成しています。3年11・12月診療分の医療費は記載されていませんので、当該診療分は、領収書を使用してください。
- 市区町村等の公費助成を受けた等、「医療費のお知らせ」に記載されている金額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。
- 「医療費のお知らせ」には、本事業

団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれていませんので、「給付金等決定・送金通知書」を参考にしてください。

- 療養費・柔道整復施療療養費・はり・きゅう・マッサージ等の療養費・治療用器具の療養費等は「医療費のお知らせ」に含まれていませんので、領収書を使用してください。
- 医療機関等による診療報酬明細書の遅れにより「医療費のお知らせ」に反映できなかった場合は、領収書を使用してください。

- 確定申告（医療費控除）の手続きに関しては、国税庁のホームページ又はお近くの税務署にご確認ください。

無効の加入者証等の 回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返納してください。任意継続加入者となるときも、任意継続加入者用の加入者証・加入者被扶養者証等を新たに交付するため、在職中に使用していた加入者証等を回収のうえ返納してください。返納された加入者証等は、機械で読み取り作業をします。切断したり、テープで用紙へ貼り付けたりしないでください。返納の際、提出済み

の報告書等の写しや返納理由書の添付は不要です。

退職等年金給付における 脱退一時金制度の創設

（令和4年4月から）
年金部 年金第一課

短期在留の外国人は、退職等年金給付の年金額が少額である場合は、定期支払の送金に不都合が生じること、65歳以降に改めて年金請求する場合に、手続きに漏れが生じることなどが懸念されていました。こうした状況から、厚生年金保険に即して脱退一時金の制度が設けられます。

●受給要件

次の①～⑤の要件をすべて満たした場合、脱退一時金を請求し受け取ることができます。

- ①日本国籍を有しないこと
- ②平成27年10月以降の加入者期間が引き続き1年以上あつて退職していること
- ③退職等年金給付の請求を行っていないこと
- ④厚生年金保険の脱退一時金を請求していること
- ⑤職務障害年金の受給権を有したことがないこと

●請求方法等

詳細は後日、私学共済ホームページに掲載する予定です。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受人

令和3年に住宅貸付を借り受けた人や、令和3年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届（様式第8号）」の提出がないと発行しませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※令和2年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた人の残高証明書は、年末調整用として、3年10月15日に学校法人等宛てに発送しました。また、年末調整用の残高証明書を発行した後に任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貯金・貸付課】

2 任意継続加入者

3年10月20日までに任意継続掛金の納付が確認された人には、「令和3年分任意継続掛金納付証明書」を10月28日に発送しました。10月21日以降に初めて掛金の納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。

【業務部 掛金課】

3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第72号に同封して1月中旬に送付します。なお、在職中などで3年中に年金の支払いがなかった人には源泉徴収票は送付しません。

【年金部 年金第二課】

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度（任意加入）です。ご家族の生活の安定を図るために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和3年7月～12月に学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

貸付けの申込締め切り日に
注意してください

令和4年2月2日（水）送金分は1月14日（金）が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

私学共済ホームページ(加入者用ページ)の
ユーザー名・パスワードを変更します

私学共済ホームページ内にある、加入者用ページにログインする際のパスワードを令和4年1月17日より変更します。新しいユーザー名・パスワードは同頁右上をご覧ください。

【広報相談センター 広報班】

1 月の共済業務スケジュール

4日(火)	掛金等 11月調定分納期限 貸付 送金
6日(木)	貸付 12月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
24日(月)	貸付 送金
	貯金 払戻・解約請求締め切り
25日(火)	積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(金)	掛金等 12月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 1月分定期償還口座振替（自振校のみ）
	掛金等 12月調定分納期限
31日(月)	貸付 2月22日送金申し込み締め切り 特健 特定健康診査の健診結果データ提出期限(第2回目)

2 月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 1月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています（PDF形式）。

毎月各学校等へ送付しておりますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

■ 私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕

■ 原則毎月1日更新

「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。本誌に対するご意見、ご感想、取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見等をお待ちしています。

【企画室】

☎03(3230)7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

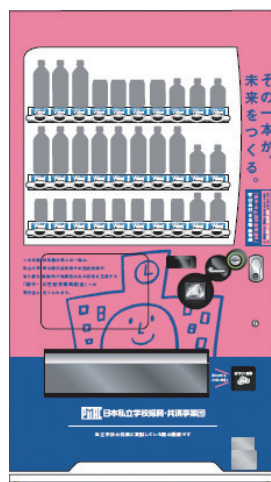
本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者と女性研究者のための「社会一般からの寄付による」研究奨励金制度です。2021年度は、若手研究者37名、女性研究者38名の計75名に対し、合計で3,000万円を交付しました。

次世代を担う多様な人財の育成を図る観点から、応募者のこれまでの研究実績よりも、研究の特色や独創性、熱意や将来性を重視しています。また、応募にあたり分野の限定はせず、すべての研究を対象としています。

私学事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。わが国の未来を担う人財育成のため、本奨励金にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、売上金の一部が本奨励金の寄付金に充てられる「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」の設置につきましても、併せてご協力をお願いします。

※本奨励金についての詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶若手・女性研究者奨励金〕に掲載していますので、ご参照ください。



～その1本が未来をつくる。～

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

京 都 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 JR「京都」駅・阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅それぞれから、京都市バス
 5号系統「国際会館駅・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

本格京会席コース

春の息吹を感じる京の旅はいかがですか。
 夜半からライトアップされる白河院の庭園を大正8年建築の数寄
 屋造りの佇まいとともににお楽しみください。

1泊2食(1名様)
 13,400円・14,500円・15,700円

取扱期間：通年(年末年始・繁忙期を除きます)
 ※夕食の内容により料金が異なります。
 ※京都市宿泊税200円を含みます。



白河院庭園 (京都市指定名勝)

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 JR「金沢」駅兼六園口(東口)から北鉄バス「南町・尾山神社」下車、徒歩3分

加賀会席プラン「花の膳」

石畳の小路に町屋が並ぶ「ひがし茶屋街」には加賀百万石の
 風情が残ります。茶屋街そばの料亭「加賀料理 秋月」で加賀会
 席を堪能する宿泊プランをお楽しみください。

1泊2食(2名1室／1名様) 17,800円

取扱期間：令和4年3月31日まで(火曜日を除きます)
 ※1名1室でご利用の場合、1,000円の割り増しとなります。
 ※料亭「加賀料理 秋月」への送迎車は相乗りとなります。
 ※朝食は兼六荘でご用意します。
 ※金沢市宿泊税200円を含みます。



花の膳 (イメージ)

融資事業のご案内

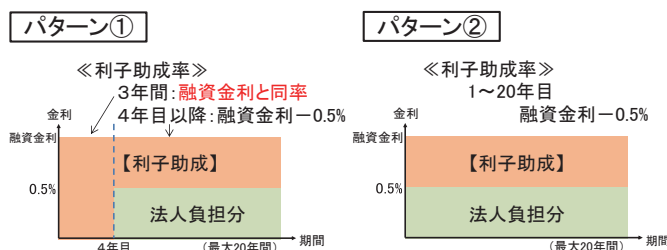
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐
 震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となっ
 た改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用
 いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**
 が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、ま
 たどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の
 全借入期間の利子助成は行われません。
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。
 詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器
 備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整
 備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和3年12月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの 建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
校舎などの 建築・用地取得	0.90	0.60	0.33	0.404
寄宿舎などの 建築・用地取得	1.00	0.70	0.43	—
園バスや備品 などの購入	—	—	0.33	(5.5年以内) 0.303

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が
 10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象
 となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、
 償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp